



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第127号)

配信日 平成29年4月21日

架空請求～身に覚えの無い請求に注意～

最近ハガキによる
架空請求が多発しています！

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年3月30日

民事訴訟管理センター
〒102-8688
東京都
消費者相談窓口 03-
受付時間 9:00～20:00

＜消費者センターからのアドバイス＞

●身に覚えのない請求には、指定された電話番号に連絡をしてはいけません。連絡をしてしまうと脅され、個人情報聞き出されてお金の要求が始まります。もし、一度支払ってしまうと、請求が止まらなくなります。

●このハガキは、裁判所の機関を偽り、消費者を信用させる手口です。裁判所からの正式な通知は、特別送達にて送られてきます。

●詐欺業者が架空請求を支払わせる方法でよく使われるのが大手信用会社の「ギフトカード（電子マネー）」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口です。支払方法で「ギフトカードを買って。」は詐欺です。コンビニ収納代行サービスを悪用して支払わせる場合もあります。また、銀行

の“支店以外”のATMを指定し、電話で指示しながら振り込ませることもあります。

！オレオレ詐欺（特殊詐欺）が増えています！

●息子や孫から「風邪を引いて声がおかしい」とか「携帯電話の番号が変わった」と電話で連絡があったら詐欺を疑い、いったん電話を切って、普段かけている電話番号にかけて確認しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)